

平成30年1月25日

平成29年度第10回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

平成30年度第10回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 平成30年度市立小中学校の授業日数について
- 第2号 平成29年度松本市公民館活動推進功労者について
- 第3号 松本市図書館条例の一部改正について
- 第4号 松本市指定文化財の指定及び解除について
- 第5号 「草間彌生展」開催期間等における常設展示観覧料の取扱いについて
- 第6号 松本市美術館条例施行規則の一部改正について

[報告]

- 第1号 新科学館基本構想策定委員の委嘱について
- 第2号 児童生徒の生徒指導上の諸問題に関する調査結果について
- 第3号 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について
- 第4号 信明中学校への不審者侵入について

[周知事項]

- 1 松本市市制施行110周年記念「平成30年松本市成人式」の開催結果について
- 2 発掘された松本2017―松本市遺跡発掘報告会―の開催について
- 3 松本城三の丸跡土居尻第9次発掘調査現地説明会の開催について
- 4 正月三が日の松本城天守の公開結果について
- 5 第17回信州梓川賞展の開催について
- 6 松本市市制施行110周年記念
松本市立博物館分館の企画展開催について
- 7 信州まつもとこどもキャンプの開催結果について

[その他]

議案第 1 号

平成30年度市立小中学校の授業日数について

1 趣旨

学校教育法施行令第29条及び学習指導要領における規定に基づき、平成30年度の市立小中学校の授業日数について、次のとおり設定するものです。

2 平成30年度市内小中学校の年間授業日数

「207±2日」とします。

3 年間授業日数設定に当たっての根拠及び留意点

- (1) 「学校教育法施行令」第29条の規定において、公立学校の学期及び休業日数は、教育委員会が定めることとされています。また「松本市立幼稚園、小・中学校管理規則」第3条の2では、政令第29条の規定による夏季、冬季及び学年末等における休業日は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、校長が定めることとされています。
- (2) 学校長は、学習指導要領における教育課程の履修時間に加え、クラブ活動（小学校）、児童会・生徒会活動、入学式・卒業式、遠足、集団宿泊活動、運動会、文化祭、ボランティア活動等、教育課程外に必要な日数又は時数を加味して休業日を決定します。
- (3) 「小学校学習指導要領」及び「中学校学習指導要領」においては、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が、児童の負担過重にならないようにすることとされています。
- (4) 災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により、年間の授業時数が標準授業時数を下回らないよう配慮しています。また、校舎の大規模改修工事等に伴う連続した休日の確保が必要な学校もあることから、市内全校を一律とするのではなく、幅を持たせる設定とします。
- (5) 全国の小中学校平均授業数はおおむね205日であり、全国平均に近づけていきたいと考えています。

4 今後の予定

設定した年間授業日数に基づき、各校が教育課程・年間指導計画を編成し、教育委員会に提出することとします。

教育委員会資料
30. 1. 25
生涯学習課・中央公民館

議案第 2 号

平成29年度松本市公民館活動推進功労者について

1 趣旨

松本市公民館活動推進功労者感謝状贈呈内規に基づき、平成29年度松本市公民館活動推進功労者を決定するものです。

2 目的

市の公民館活動推進のために功労のあった者に対して感謝状を贈呈することにより、市民の公民館活動への関心を高め、公民館活動の振興を図ることを目的としています。

3 推薦基準

- (1) 公民館の非常勤職員又は公民館運営審議会委員として6年以上在職し、退職または退任した者
- (2) 公民館委員として8年以上在職し、退任した者
- (3) 上記のほか、特に公民館活動推進のため尽力したと認められる者

4 功労者（候補者）

計29名 別紙功労者（候補者）名簿のとおり

5 感謝状の贈呈

「未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い ～第33回公民館研究集会 地域づくり市民活動研究集会～」の一環として、感謝状を贈呈します。

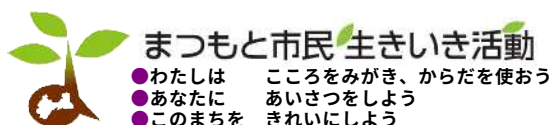
(1) 日時

平成30年2月18日（日） 9時30分から10時まで

(2) 会場

松本市中央公民館（Mウイング）6階ホール

担当	生涯学習課・中央公民館
課長	高橋 伸光
電話	32-1132



平成29年度 松本市公民館活動推進功労者（候補者）名簿

No	氏 名	推薦館	役 職	在 職 期 間
1	伊藤 麻理	中央	・公民館運営審議委員	H20.12.1～H29.7.31 (8年8月)
2	太田 ますみ	第一	・文化委員 ・運営委員	H16.4.1～H29.3.31 (13年) H25.4.1～H29.3.31 (4年) ※H16～H29 (13年)
3	高井 増子	第一	・文化委員	H16.4.1～H29.3.31 (13年)
4	高宮 千恵子	第一	・文化委員	H18.4.1～H29.3.31 (11年)
5	輪湖 信久	第一	・運営委員 ・体育委員	H16.4.1～H23.3.31 (7年) H18.4.1～H29.3.31 (11年) ※H16～H29 (13年)
6	北沢 信	東部	・地区公民館長	H23.4.1～H29.3.31 (6年)
7	櫻井 辰郎	城東	・図書視聴覚委員 ・館報編集委員	H14.4.1～H29.3.31 (15年) H15.4.1～H21.3.31 (6年) ※H14～H29 (15年)
8	小口 恒弘	城東	・館報編集委員 ・図書視聴覚委員 ・体育委員 ・文化委員 ・運営委員	H12.4.1～H13.3.31, H16.4.1～H27.3.31 (12年) H15.4.1～H29.3.31 (14年) H14.4.1～H15.3.31, H24.4.1～H29.3.31 (6年) H27.4.1～H29.3.31 (2年) H14.4.1～H29.3.31 (15年) ※H12～H29 (17年)
9	相河 敏子	城東	・図書視聴覚委員 ・運営委員	H11.4.1～H29.3.31 (18年) H14.4.1～H20.3.31 (6年) ※H11～H29 (18年)
10	仲 善洋	鎌田	・地区公民館長	H23.4.1～H29.3.31 (6年)
11	宮 真喜子	松南	・体育委員	H18.4.1～H29.3.31 (11年)
12	西尾 八衛	松南	・運営委員 ・体育委員	H15.4.1～H25.3.31 (10年) H24.4.1～H29.3.31 (6年) ※H15～H29 (14年)
13	川窪 忠男	松南	・運営委員	H20.4.1～H29.3.31 (9年)
14	前田 康利	田川	・運営委員 ・図書視聴覚委員 ・運営委員	H13.4.1～H15.3.31 (2年) H15.4.1～H29.3.31 (14年) H25.4.1～H29.3.31 (4年) ※H13～H29 (16年)
15	胡桃 孝好	島内	・地区公民館長	H23.4.1～H29.3.31 (6年)
16	小澤 浩明	島立	・体育委員	H16.4.1～H29.3.31 (13年)
17	岡山 瑞恵	新村	・館報編集委員	H20.4.1～H29.3.31 (9年)
18	篠之井 洋彰	新村	・体育委員	H15.4.1～H29.3.31 (14年)

19	いのうえ はるお 井上 治夫	神林	・体育委員 ・館報編集委員	H17.4.1～H19.3.31 (2年) H22.4.1～H29.3.31 (7年) ※H17～H19、H22～H29 (9年)
20	かみじょう きみお 上條 公夫	神林	・文化委員 ・体育委員 ・運営委員	S62.4.1～S64.3.31 (2年) H3.4.1～H5.3.31 (2年) H23.4.1～H25.3.31,H27.4.1～H29.3.31 (4年) ※S62～S64,H3～5,H23～H25,H27～H29 (8年)
21	こばやし さちこ 小林 幸子	今井	・館報編集委員	H19.4.1～H29.3.31 (10年)
22	かみじょう としひこ 上條 敏彦	芳川	・体育委員	S63.4.1～H29.3.31 (30年)
23	なかぎ けんきち 高木 鎌吉	寿台	・体育委員	H16.4.1～H29.3.31 (13年)
24	ながさわ きくこ 長澤 喜久子	寿台	・体育委員	H16.4.1～H29.3.31 (13年)
25	いばた あきら 居畑 明	寿台	・体育委員	H18.4.1～H29.3.31 (11年)
26	とだ みちお 戸田 道雄	寿台	・運営委員	H20.4.1～H28.3.31 (8年)
27	やなぎさわ りょうこ 柳澤 良子	入山辺	・地区公民館長(安原地区) ・運営委員	H17.4.1～H20.3.31 (3年) H17.4.1～H29.3.31 (12年) ※H17～H29 (12年)
28	たきざわ せいじ 瀧澤 政二	本郷	・地区公民館長	H23.4.1～H29.3.31 (6年)
29	くぼ れいこ 久保 礼子	四賀	・体育委員	H21.4.1～H29.3.31 (8年)

松本市公民館活動推進功労者感謝状贈呈内規

(目 的)

第1条 この内規は、永年、市で設置する公民館の（以下「公民館」という。）活動推進のために功労のあった者（以下「功労者」という。）に対し、感謝状を贈呈することにより、市民の公民館活動への関心を促し、もって公民館活動の振興を図ることを目的とする。

(功労者の推薦基準)

第2条 功労者の推薦基準は、次のとおりとする。

- (1) 公民館の非常勤職員または公民館運営審議会委員として6年以上在職し、退職または退任した者。
- (2) 公民館委員として8年以上在職し、退任した者。
- (3) 前2号に定める者のほか、特に公民館活動推進のため尽力したと認められる者。

(功労者の推薦及び決定)

第3条 功労者の推薦は、中央公民館長及び各地区公民館長が行い、松本市教育委員会が決定する。

(感謝状の贈呈)

第4条 感謝状の贈呈は、原則として年1回開催される公民館研究集会において松本市教育委員会が行う。

附 則

この内規は、昭和63年12月17日から施行する。

この内規は、平成8年12月19日から施行する。

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 3 号

松本市図書館条例の一部改正について

1 趣旨

利用者及び松本市図書館協議会委員から休館日が分かりにくく、開館日数も少ないという意見を受け、県内他市の状況等を参考に検討を行った結果、休日の翌日休館を廃止して利用者の利便性の向上を図るため、松本市図書館条例（昭和39年条例第41号）の一部を改正することについて協議するものです。

2 改正内容

第4条中、中央図書館の休館日の規定について

- (1) 休日の翌日に休館する規定を削除
- (2) 定例休館日（月曜日）が休日と重なった場合の振替休館の規定を新たに規定

3 新旧対照表

裏面のとおり

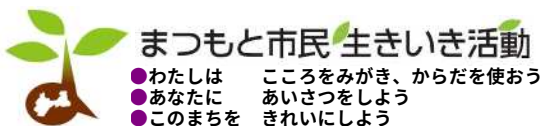
4 施行期日

平成30年4月1日

5 今後の予定

平成30年2月定例市議会に上程します。

担当	中央図書館
課長	瀧澤裕子
電話	32-0099



「学都松本へ」

松本市図書館条例(昭和 3 9 年条例第 4 1 号)新旧対照表

現行				改正後（案）			
(休館日及び開館時間)				(休館日及び開館時間)			
第4条 図書館の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。				第4条 図書館の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。			
区分	休館日	開館時間		区分	休館日	開館時間	
		平日	休日等			平日	休日等
中央図書館	1 月曜日(休日を除く。)	午前9時30分から午後7時まで	午前9時30分から午後5時まで	中央図書館	1 月曜日(当該日が休日に当たるときは、当該日の翌日(休日を除く。))	午前9時30分から午後7時まで	午前9時30分から午後5時まで
	2 休日(1月1日を除く。)の翌日						
	(休日を除くものとし、当該日が土曜日、日曜日又は休館日(第4号に規定する休館日を除く。)に当たるときは、当該日以後の休館日を除いた最初の平日とする。)						
	3 12月29日から翌年1月3日まで						
	4 毎月第4金曜日(当該日が休日に当たるときは、当該日の前日)						
	5 特別整理期間(年間15日以内の期間で教育委員会が別に定める期間)				2 12月29日から翌年1月3日まで		
					3 毎月第4金曜日(当該日が休日に当たるときは、当該日の前日)		
					4 特別整理期間(年間15日以内の期間で教育委員会が別に定める期間)		
備考				備考			
1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日进行。				1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日进行。			
2 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び休日を进行。				2 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び休日を进行。			
3 「平日」とは、休日等以外の日を进行。				3 「平日」とは、休日等以外の日を进行。			

議案第 4 号

松本市指定文化財の指定及び解除について

1 趣旨

松本市文化財審議委員会から答申のあった下記物件について、松本市文化財保護条例に基づき松本市指定文化財の指定及び指定解除を行うものです。

2 指定する文化財

(1) 名称・区分・所在地等

名 称	指定区分	所 在 地
千鹿頭社拝殿	重要文化財（建造物）	松本市大字里山辺 5203 番地

(2) 指定理由

別添答申物件概要書のとおり

(3) 適用条文

松本市文化財保護条例第 3 条、同条例施行規則第 2 条第 1 項

3 指定解除する文化財

(1) 名称・区分・所在地等

名 称	指定区分	所 在 地
波多腰家住宅主屋	重要文化財（建造物）	松本市波田 6492 番地

(2) 指定解除理由

所有者の申し出による（平成 29 年 12 月 18 日文書による申し出）

(3) 適用条文

松本市文化財保護条例第 8 条第 5 号（その他特殊な事由があるとき）

4 答申書（写）

別紙のとおり

担当 文化財課
課長 大竹 永明
電話 34－3292

松本市文化財審議委員会

答申物件の概要書

平成29年度第3回委員会

文化財課

平成29年12月26日

松本市指定文化財概要書

- 1 指定区分 重要文化財
- 2 名 称 千鹿頭社拝殿
- 3 所 在 地 松本市大字里山辺 5 2 0 3 番地
- 4 所 有 者 宗教法人千鹿頭社（代表役員 村上典孝）

5 物件の概要

- (1) 員 数 1 棟
- (2) 年 代 文化 8 年(1 8 1 1)
- (3) 構造・形式等 寄棟造 木造茅葺
梁間 3,636 mm 桁行 5,454 mm
- (4) 内 容

千鹿頭社拝殿は、木造平屋建ての板壁の建物で、開口には格子をはめている。屋根は船^{せがい}桹を出した寄せ棟造りの茅葺き（小屋組^{さすぐみ}：叉首組）である。平成 4（1992）年にも屋根の葺き替えが行われており、むき出しの茅葺き屋根が旧観をとどめる。内部は一間（ひとま）で、床は板敷きである。天井は二重となっており、旧天井の下に新たな天井が設けられている。

建設年については、神社に保管されている棟札によれば、文化 8（1811）年に再建されたことが記録されている。この年代は、建物の正面に設けられた虹^{こうりょう}梁の渦の絵様なども時代的に対応する。また、棟札によれば、大工は木曾原野村（現・木曾町の一部）の田矢喜八と永渡庄助^{ながと}であり、当地域と木曾地域との交流を伝える。

6 指定理由及び根拠

(1) 指定基準

- ア 種別 7 建造物
- イ 基準 1 建築橋梁等の建造物及びその部分のうちこの地方にとって
- (3) 歴史的価値の高いもの

(2) 指定理由

本物件は、文化 8（1811）年に建設された千鹿頭山の信仰を伝える重要な建物であるといえる。とくに、近世の始めに松本藩領が高島藩領へと分領された歴史と関わりながら、その境内地が二分されつつもその地境の上にたつという旧態をとどめる点は興味深く、すでに松本市重要文化財に指定されている本殿とともに、その歴史的価値は高い。また、松本市に現存する茅葺の拝殿は少なく、類例の確認調査からは本件を含めて 4 件ほどしか現存しておらず、資料的価値も高い。昭和 8（1933）年に改修が行われてはいるものの、その改修も基本的な構成を踏襲して行われたもので、同時期にたてられた社務所とも様式を同じにしており、境内地の歴史的景観を形作っている。

7 その他参考となる資料

吉澤 政己『千鹿頭社本殿建築史資料調査報告書』（平成 4 年）

千鹿頭社拝殿(正面)



千鹿頭社拝殿(背面)



千鹿頭社拝殿(古写真)
(※調査報告書より引用)



平成29年12月26日

松本市教育委員会 様

松本市文化財審議委員会
委員長 山本 雅道



松本市指定文化財の指定及び解除について（答申）

平成29年10月11日付け教育委員会諮問第2号、及び平成29年12月26日付け教育委員会諮問第3号で諮問のあった、松本市指定文化財の指定及び解除について、審議の結果、下記のとおり指定及び解除することが適当な旨答申します。

記

1 指定することが適当と認める物件

名 称	指定区分	所 在 地
千鹿頭社拝殿	重要文化財 (建造物)	松本市大字里山辺 5203 番地

2 指定解除することが適当と認める物件

名 称	指定区分	所 在 地
波多腰家住宅主屋	重要文化財 (建造物)	松本市波田 6492 番地

以上

議案第 5 号

「草間彌生展」開催期間等における常設展示観覧料の取扱いについて

1 趣旨

「草間彌生展」の開催に伴い、常設展示観覧料を減免することについて協議するものです。

2 減免理由

開催期間中は、常設展示が上條信山・田村一男記念展示及び池上百竹亭コレクション展示のみとなるため、常設展示のみの観覧者に配慮し、松本市美術館条例第10条の規定に基づき、常設展観覧料を減免するものです。

松本市美術館条例第10条

(観覧料等の減免)

市長は、特別な理由があると認めたときは、観覧料、特別観覧料及び使用料(以下「観覧料等という。」)を減免することができる。

3 概要

(1) 減免観覧料(常設展示)

区分	大人		大学生・高校生	
	現行	減免後	現行	減免後
個人	410 円	200 円	200 円	100 円
団体	310 円	100 円	100 円	無料

(2) 減免実施期間

平成30年2月20日(火)から7月27日(金)
(展覧会の準備期間及び撤収期間を含む)

4 周知方法

松本市及び美術館ホームページに掲載します。

5 その他

関係条例の改正については、別途協議します。

担当	美術館
副館長	清澤 秀幸
電話	39-7400

議案第 6 号

松本市美術館条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

美術館観覧料の減免手続簡略化対象者の拡大に伴い、松本市美術館条例施行規則（平成13年規則第12号）の一部を改正することについて協議するものです。

2 改正理由

「草間彌生展」の開催に伴い、常設展示を縮小するため、開催期間（準備及び撤収期間を含む。）中に常設展示のみを観覧する者に係る観覧料の減免手続簡略化を図るため

3 改正内容

観覧料の減免手続簡略化対象者として、別表第3観覧料の項第4号に定める対象事由に該当する者で教育委員会が特に認めた者を追加

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行期日

本件に係る起案決裁日

担当	美術館
副館長	清澤 秀幸
電話	39-7400



まつもと市民生きいき活動

- わたしは こころをみがき、からだを使おう
- あなたに あいさつをしよう
- このまちを きれいにしよう



「学都松本」

松本市美術館条例施行規則(平成13年教育委員会規則第12号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市美術館条例施行規則 平成13年10月19日 教育委員会規則第12号 (減免) 第5条 条例第10条に規定する観覧料等の減免(以下「観覧料等の減免」という。)の対象事由及び減免額は、別表第3に定めるところによる。 2 観覧料等の減免を受けようとする者(以下「減免の申請者」という。)は、松本市美術館観覧料減免申請書(様式第9号)、松本市美術館特別観覧料減免申請書(様式第1号)、松本市美術館使用料減免申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。 3 前項の申請に対して観覧料等の減免を決定したときは、減免の申請者に対し、松本市美術館観覧料減免決定書(様式第10号)、松本市美術館特別観覧料減免決定書(様式第3号)、松本市美術館使用料減免決定書(様式第7号)を交付する。 4 第2項及び前項の規定にかかわらず別表第2観覧料の項第1号及び第2号に定める対象事由に該当する者は、当該対象事由を申告し、承認を受けるものとする。	○松本市美術館条例施行規則 平成13年10月19日 教育委員会規則第12号 (減免) 第5条 条例第10条に規定する観覧料等の減免(以下「観覧料等の減免」という。)の対象事由及び減免額は、別表第3に定めるところによる。 2 観覧料等の減免を受けようとする者(以下「減免の申請者」という。)は、松本市美術館観覧料減免申請書(様式第9号)、松本市美術館特別観覧料減免申請書(様式第1号)、松本市美術館使用料減免申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。 3 前項の申請に対して観覧料等の減免を決定したときは、減免の申請者に対し、松本市美術館観覧料減免決定書(様式第10号)、松本市美術館特別観覧料減免決定書(様式第3号)、松本市美術館使用料減免決定書(様式第7号)を交付する。 4 第2項及び前項の規定にかかわらず別表第3観覧料の項第1号及び第2号に定める対象事由に該当する者並びに第4号に定める対象事由に該当する者で教育委員会が特に必要と認めた者は、当該対象事由を申告し、承認を受けるものとする。

別表第3(第5条関係)

区分	対象事由	減免額
観覧料	(1) 市内に住所を有する70歳以上の者	全額
	(2) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者をいう。)及び介助者(1名)	全額
	(3) 学校教育の一環として、担当教諭が引率して観覧する大学生・高校生及び大学生以下の者を引率する教諭	全額
	(4) その他市長が特に必要と認めた者	市長の必要と認めた額
特別観覧料	市長が特に必要と認めたとき	市長の必要と認めた額
使用料	(1) 市の主催事業に使用するとき	全額
	(2) 国、県及び他の地方公共団体が市と共同して使用するとき	全額
	(3) 市の共催事業に使用するとき	100分の70を乗じた額(冷暖房使用料を除く。)
	(4) 社会教育関係団体が使用するとき	100分の70を乗じた額(冷暖房使用料を除く。)
	(5) その他市長が特に必要と認めたとき	100分の50を乗じた額(冷暖房使用料を除く。)

備考

- この表において「大学・高校生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校、その他これらに準ずる教育施設に在学する者をいう。
- 算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

報告第 1 号

新科学館基本構想策定委員会の委員の委嘱について

1 趣旨

教育文化センターの再整備を進めるに当たり、当該整備に係わる基本構想について検討する委員を委嘱することについて報告するものです。

2 委嘱予定者

裏面のとおり

3 任期

委嘱の日から基本構想が策定される日まで

※委嘱状は、1月24日に開催した第1回会議において交付済

4 松本市新科学館基本構想策定委員会設置要綱

別添のとおり

5 委員会における協議事項

基本構想の策定に関すること

6 今後の進め方

- (1) 平成30年6月までに5回の委員会を開催し、基本構想を策定します。
- (2) 基本構想を受け、プロポーザル方式による業務委託により基本計画を策定します。

担当

教育政策課 課長 小林 伸一

電話34-3292

教育文化センター 所長 中村 誠

電話32-7600

松本市新科学館基本構想策定委員会委員名簿（案）

No	区分	所属	氏名
1	学校関係者	鎌田小学校校長	一ノ瀬 浩子
2	松本市教育文化センター運営委員会委員	教育文化センター運営委員長、 元信州大学理学部教授	安江 新一
3	教育文化センター利用者	市PTA連合会会長	吉澤 由紀子
4	有識者	前長野市教育長、長野高専名誉教授	堀内 征治
5		茅野市八ヶ岳総合博物館長	若宮 崇令
6		信州衛星研究会	渡邊 文雄
7		伊那市創造館館長	捧 剛太
8		飯田市美術博物館職員	吉住 千亜紀
9		信州大学総合人間科学系 （全学教育機構）准教授	三澤 透
10		国立天文台野辺山宇宙電波観測所 特任専門員	衣笠 健三

監修者	JAXA名誉教授	平林 久
-----	----------	------

松本市新科学館基本構想策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松本市教育文化センター（以下「教育文化センター」という。）を宇宙と科学に特化した施設として再整備するに当たり、当該再整備に係る基本構想（以下「基本構想」という。）について検討するため、松本市新科学館基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校関係者
- (2) 松本市教育文化センター運営委員会委員
- (3) 教育文化センター利用者
- (4) 有識者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想が策定される日までの間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 委員会に、所掌事項に関し特別な事項を調査審議する必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別な事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年11月21日から施行する。

報告第 2 号

児童生徒の生徒指導上の諸問題に関する調査結果について

1 趣旨

上半期（4月～9月）児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果について報告するものです。

2 報告内容

- (1) 上半期における小学校及び中学校における不登校の状況
- (2) 上半期における小学校及び中学校におけるいじめの状況

3 調査対象校・調査児童生徒数

- (1) 小学校29校・12,602名（含 岡田小学校あさひ分校）
- (2) 中学校21校・5,941名（含 女鳥羽中学校あさひ分校、波田中学校松原分校）

4 調査結果

(1) 不登校の状況

ア 長期欠席児童生徒の集計

校種	年度	病気	経済的理由	不登校	その他	合計
小学校	H26	26	0	75	39	140
	H27	22	0	88	31	141
	H28 (4～9月)	2	0	35	23	60
	H28	12	0	87	39	138
	H29 (4～9月)	6	0	45	24	75
中学校	H26	49	0	212	20	281
	H27	49	0	235	14	298
	H28 (4～9月)	18	0	150	13	181
	H28	60	0	242	16	318
	H29 (4～9月)	24	0	145	10	179

イ 不登校の要因・状況

	区 分	小学校	中学校
分類別児童生徒数	「学校における人間関係」に課題を抱えている。	6	24
	「あそび・非行」の傾向がある。	0	2
	「無気力」の傾向がある。	12	43
	「不安」の傾向がある。	16	54
	「その他」	11	22
	計	45	145

学校に係わる状況	いじめ	0	0
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	9	39
	教職員との関係をめぐる問題	2	3
	学業の不振	14	65
	進路に係る不安	0	11
	クラブ活動、部活動等への不適応	0	4
	学校のきまり等をめぐる問題	2	5
	入学、転編入学、進級時の不適応	2	9
家庭に係る状況		22	69
上記に該当なし		18	25

*不登校の状況については、複数回答可となっているため合計値は不登校児童生徒数と一致しません。

ウ 調査結果について

(7) 長期欠席児童生徒は、小中学校合わせて254人で、特に不登校児童は45人、不登校生徒は145人、合計で190人となりました。昨年度同時期調査と比較して小学校は15名の増加、中学校では2名の減少、合計13名の増加でした。

(イ) 不登校の要因にある「不安」の傾向の具体的な内容は以下のようなものです。

- ・小学校：家庭環境・友達との関係・学習面に係るもの
- ・中学校：人間関係・家庭環境・自分の体調・技能教科を含む学習面に係るもの

(2) いじめの状況

ア 認知件数

校種	調査時期	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	合計
小学校	H26	10	38	38	10	21	21	138
	H27	27	45	58	41	42	33	246
	H28 (4～9月)	112	80	80	55	76	47	450
	H28	191	206	129	127	155	92	900
	H29 (4～9月)	111	96	62	81	82	54	486
中学校	H26	25	45	6				76
	H27	77	23	19				119
	H28 (4～9月)	51	38	15				104
	H28	99	66	22				187
	H29 (4～9月)	84	47	31				162

イ 発見に至った経緯別集計

	区 分	小学校	中学校
A	学級担任が発見	12	2
B	学級担任以外の教職員が発見（養護教諭・SCを除く）	1	2
C	養護教諭が発見	0	0
D	スクールカウンセラーが発見	14	0
E	アンケート調査等学校の取組により発見	222	103
F	本人からの訴え	150	36
G	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	40	17
H	児童生徒（本人を除く）からの情報	40	1
I	保護者（本人の保護者を除く）からの情報	6	0
J	地域住民からの情報	1	0
K	学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	0	1
L	その他（匿名による投書など）	0	0
計		486	162

ウ いじめの態様別集計（複数回答可）

	区分	小学校	中学校
ア	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	275	106
イ	仲間はずれ、集団による無視をされる	51	21
ウ	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	113	30
エ	ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする	39	11
オ	金品をたかられる	0	3
カ	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	28	17
キ	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりする	34	13
ク	パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる	1	7
ケ	その他	22	2

エ いじめの現在の状況

	区 分	小学校	中学校
1	解消しているもの	252	39
2	解消に向けて取り組み中	234	121
3	その他（他校への転学等で人間関係が解消）	0	2
	計	486	162

オ 調査結果について

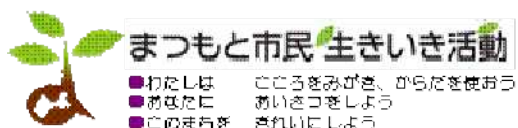
- (7) 認知件数は昨年度同時期調査と比較して、小学校は36件、中学校では58件の増加となり、小中学校ともに大幅な増加傾向にあります。これは、文部科学省から認知件数について「法律上のいじめの定義に沿って認知する」よう見直しが指示され、各校においてごく初期段階のいじめも認知し対応している状況が表れた結果だと考えられます。
- (イ) 発見に至った経緯では、小中学校とも「アンケート調査等学校の取組により発見」されたものが最も多く、次いで「本人からの訴え」によるものになっています。また、いじめの内容では、小中学校ともに、「冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる」という項目が最も多くなっています。
- (ウ) いじめの現在の状況では、「解消に向けて取り組み中」が、「解消しているもの」と比較して、小学校では同程度、中学校では約3倍と多くなっています。これは、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）が改定され、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が相当の期間止んでいること（少なくとも3か月を目安）」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があるとしたからによるものと考えられます。

5 今後の取組み

- (1) 「解消に向けて取り組み中」の事案が、小学校234件、中学校121件ありますので、学校に日常的に本人の様子や状況等を観察していくよう助言していきます。
- (2) 3月上旬に本年度2回目の「松本市いじめ問題対策調査委員会」を開き、上半期及び2学期までのいじめの状況を共有し、「松本市いじめ防止等のための基本方針」をもとに、いじめ防止等への取組みを進めます。
- (3) いじめの態様別調査の「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる」件数は、昨年同時期調査と比較して、合計5件減少しましたが、引き続き注意を払いながら見守っていくよう助言していきます。

- (4) 来年度も共通基盤研修として松本市立学校教職員研修の充実を図り、「子どもに寄り添いよく観る目を育てること」、「子どもとの接面を大切にした教育」に力を入れていくことで、いじめの未然防止の取組みを進めます。
- (5) メディアリテラシー講座や貧困、不登校等、こども部や他組織と連携を図りながら総合的に対策を進めます。

担当	学校指導課
課長	横田 則雄
電話	33-4397



松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について

1 趣旨

上高地の適切な保存管理のため設置されている標記協議会において、従来不在であった動物、植物、地形・地質各分野の有識者を、新たに委員に委嘱することについて報告するものです。

2 選任について

(1) 委嘱予定者

氏名（所属等）	担当分野
おおくぼ くみこ 大窪 久美子氏（信州大学学術研究院農学系 教授）	植物
かりや よしひこ 菊谷 愛彦氏（専修大学 文学部 環境地理学科 教授）	地形・地質
よしだ としお 吉田 利男氏（信州大学名誉教授）	動物

(2) 任期

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会設置要綱第4条では、委嘱の日から2年となっていますが、他の委員との整合を図るため平成30年10月23日までとします。

※平成30年2月12日開催の有識者会議にて委嘱予定

(3) 委員名簿

裏面のとおり

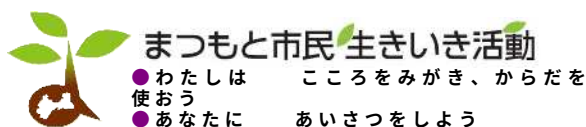
3 根拠要綱（抜粋）

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会設置要綱（組織）

第3条 協議会は委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
 - (2) 地域関係者
 - (3) 行政関係者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
- （任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。



担当	文化財課
課長	大竹 永明
電話	34-3292

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員等名簿(案)

区 分		氏 名	役 職
有識者	1	会長 佐々木邦博	信州大学 学術研究院農学系 教授 (景観)
	2	副会長 鈴木 啓助	信州大学 学術研究院理学系 教授 (水循環)
	3	新 大窪久美子	信州大学 学術研究院農学系 教授 (植物)
	4	新 荻谷 愛彦	専修大学 文学部 環境地理学科 教授 (地形・地質)
	5	新 吉田 利男	信州大学 名誉教授 (動物)
地 域 関係者	6	上條 敏昭	上高地町会長 (徳澤園)
	7	奥原 宰	上高地観光旅館組合長 (西糸屋山荘)
	8	山田 直	北アルプス山小屋友交会 会長 (横尾山荘)
国	9	志水 章彦	林野庁 中信森林管理署 森林技術指導官
	10	杉村 智春	林野庁 中信森林管理署 上高地森林事務所 森林官
	11	酒向 秀典	国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所 建設専門官
	12	木村 元	環境省 長野自然環境事務所 上高地自然保護官事務所 自然保護官
県	13	倉本 栄	長野県 環境部 自然保護課 課長補佐兼自然公園係長
	14	高野 秀世	長野県 松本建設事務所 計画調査課 担当係長
	15	谷 和隆	長野県 教育委員会事務局 文化財・生涯学習課 文化財係 指導主事

事務局	赤 羽 郁 夫	松本市教育委員会 教育長
	矢久保 学	// 教育部長
	大 竹 永 明	// 文化財課 課長
	白 井 邦 彦	// // 課長補佐
	小 林 明日美	// // 主任

報告第 4 号

信明中学校への不審者侵入について

1 趣旨

平成30年1月19日（金）に発生した、信明中学校への不審者侵入について報告するものです。

2 経過

30. 1. 19 0時40分頃 校舎内に不審者侵入
 1時20分 学校、警察及び警備会社で被害確認
 2時40分 警察に被害届提出
 容疑者逮捕

3 被害状況

- (1) 普通教室棟1階教材室のガラス扉1枚の破損
 （巾86cm、高さ193cm、厚み5mmの強化ガラス）
- (2) 被害金額 75,600円

4 当日学校のとった措置

- (1) 職員及び生徒に経過を説明し、被害等がないか確認しました。
- (2) 保護者へ通知を出し、周知しました。
- (3) 職員に施錠確認、物品の管理、職員室へ金品を置かないことについて再度確認をしました。

5 今後の対応

- (1) 次期開催の教育民生委員協議会に報告します。
- (2) 損害賠償請求については、関係課と協議しながら進めていきます。

担当 学校教育課
 課長 麻田 仁郎
 電話 33-9847



まつもと市民生きいき活動

●わたしは こころをみがき、からだを使おう
 ●あなたに あいさつをしよう
 ●このまちを きれいにしよう

教育委員会資料
30. 1. 25
生涯学習課

周知事項 1

松本市市制施行110周年記念「平成30年松本市成人式」の開催結果について

1 趣旨

平成30年1月7日（日）に開催した松本市成人式の結果について周知するものです。

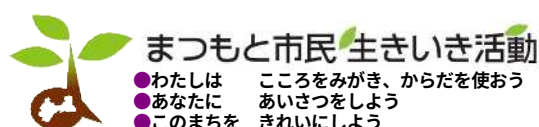
2 式典概要

- | | | | |
|----------|---------------------------|--------------------|-------|
| (1) 日時 | 平成30年 1月7日（日） 13時～14時 | | |
| (2) 会場 | 松本市総合体育館 メインアリーナ | | |
| (3) 主催 | 松本市、松本市教育委員会 | | |
| (4) 企画運営 | 平成30年松本市成人式実行委員会（新成人 12名） | | |
| (5) 実績 | 参加者 | 1, 846名（昨年 1, 808名 | 38名増） |
| | 対象者 | 2, 332名（昨年 2, 283名 | 49名増） |
| | 出席率 | 79. 2%（昨年 79. 2% | 同率） |

3 実施状況

- (1) 天候にも恵まれ、合併以降最も多い新成人が参加し、参加率も昨年に引き続き過去最高となりました。
- (2) 予定時間は若干超過しましたが、式典の妨害等大きなトラブルもなく、司会（実行委員）の適切なアナウンスや係員の誘導等により、厳粛な式典運営ができました。
- (3) 「新成人の抱負」は、東日本大震災で友人を亡くしたことや、ドイツでの難民と触れ合ったことへの思い、自分の夢に向かって進む中で、生きることへの意味の問いかけ等、今回のテーマである「前進」にふさわしい強い意志が込められたものでした。
- (4) 式典の最後には、松本市消防団ラッパ隊の皆さんに演奏いただきました。地域を担う若者への祝意と激励を込めた響きは、新成人の記憶に残るものとなりました。
- (5) 昨年度までの課題でした記念写真の撮影時間については、撮影会場を2会場から3会場へ増やすなどの取組みにより、約30分短縮することができ、参加者に大変好評でした。

担当	生涯学習課
課長	高橋伸光
電話	32-1132



▼ パンフレット表紙

松本市市制施行110周年記念
平成30年
松本市成人式

澄んだ青空の下
新たな一歩を踏み出す
あなたの人生に

前進

幸せが沢山
訪れますように

題字：大澤 逸山 氏
表紙：雄ヶ崎高等学校書道部

と き：平成30年1月7日（日）13時～
ところ：松本市総合体育館
主 催：松本市・松本市教育委員会
企画運営：平成30年松本市成人式実行委員会

松本市成人式次第

● 開式のことば	成人式実行委員	田 嶋 響
● 国 歌 斉 唱	松 本 市 長	菅 谷 昭
● 式 辞	松本市議会議長	上 條 俊 道
● 来 賓 祝 辞	松本市選挙管理委員長	吉 田 弘 壽
● 来 賓 紹 介	成人式実行委員	伊 東 伸
● 新成人の抱負	成人式実行委員	高 力 那 岐
● 記 念 品 贈 呈	成人式実行委員	百 瀬 友 水
	松本市教育長	赤 羽 郁 夫
	成人式実行委員	小 林 歩 加
	成人式実行委員	大 村 祐 貴
● 閉式のことば	成人式実行委員	宮 原 大 河

【司会】成人式実行委員 百瀬 涼・松岡 晴

▼ 式典の様子



▼ 成人式記念品（タンブラー260ml）

※実行委員会によるオリジナルデザイン



教育委員会資料
30. 1. 25
文化財課

周知事項 2

発掘された松本2017ー松本市遺跡発掘報告会ーの開催について

1 趣旨

埋蔵文化財と史跡整備への理解、関心を高めてもらうため、恒例となった標記報告会を開催することについて周知するものです。

2 日時 平成30年2月25日（日）13時から16時20分まで

3 会場 Mウイング 6階ホール

4 内容

(1) 発掘調査の事例報告と講演

ア 報告① 横田・大村塚田遺跡（第3次）

イ 報告② 松本城外堀跡南外堀（第3次）

ウ 報告③ 松本城三の丸跡土居尻（第9次）

エ 講演 「松本の発掘40年を語るー成果と課題、今後の展望ー」

(2) 速報展「発掘された松本2017」の展示解説

5 参加料 無料

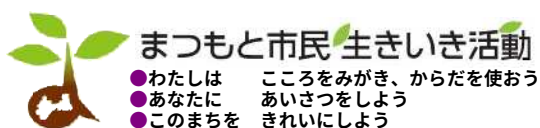
6 周知方法について

(1) 松本市公式ホームページへの掲載

(2) 広報まつもとへ掲載

(3) 報道機関へ周知

担当	文化財課
課長	大竹 永明
電話	34-3292



「学都松本へ」

発掘された 松本 2017

松本市遺跡発掘報告会

平成 30 年

2 / 25 日

午後 1 時・開会

会場

M ウイング
6 階ホール

松本市中央 1-18-1
中央公民館

参加無料

申込み不要

講演

3 時 10 分～4 時 10 分

松本の発掘 40 年を語る
— 成果と課題、今後の展望 —

文化財課 直井雅尚

速報展

発掘された松本 2017

平成 30 年 2 月 17 日～3 月 4 日

時計博物館 3 階 企画展示室

午前 9 時～午後 5 時

常設展観覧料が必要

*ただし、報告会参加者は当日
観覧料無料

問合せ 考古博物館 86-4710

平成 29 年に松本市内で実施した発掘調

査の成果について、市民の皆様を紹介する報

告会を開催します。今回は、横田・大村塚田遺跡、

まつもとじょうそとほりあとみなみそとほり まつもとじょうさんのまるあとどいじり
松本城外跡南外堀、松本城三の丸跡土居尻の 4 か所の

発掘調査の事例報告を行います。また、FM まつもとで

おなじみの直井雅尚が松本の発掘の歴史と未来を語る講演

を行います。最新の発掘成果や松本の歴史を知る良い機会

ですので、どうぞご参加ください。

報告 1 横田・大村塚田遺跡の発掘調査 1 時 15 分～1 時 40 分

縄文時代と平安時代の集落。横田遺跡では今回の調査で初めて
平安時代の竪穴住居が発掘されました。

報告 2 松本城外堀跡南外堀の発掘調査 1 時 40 分～2 時 15 分

南・西外堀復元事業の一環として、いよいよ発掘開始！

報告 3 松本城三の丸跡土居尻の発掘調査 2 時 15 分～3 時

発見！ 350 年以上使われ続けた松本城の石組水路。

主催・問合せ 松本市教育委員会 文化財課 85-7064

周知事項 3

松本城三の丸跡土居尻第9次発掘調査現地説明会の開催について

1 趣旨

内環状北線整備事業に伴い、平成28年10月から実施している発掘調査において、その成果を市民に公開するため、標記現地説明会を開催することについて周知するものです。

2 開催内容

(1) 日時 平成30年2月11日（日・祝）13時から14時30分
まで

(2) 会場 松本城三の丸跡土居尻第9次発掘調査現場
（松本市大手2丁目8-12・朝日新聞松本支局北側）

(3) 内容 調査担当者による調査概要及び遺構・遺物の説明

(4) 調査面積 約1,800m²

(5) 調査成果

ア 東西方向に長さ約50m、幅0.5～1.9mの規模の石組水路が発見されました。

イ 発見された水路は、松本城外堀の水位調整の機能があったと考えられ、築城期から昭和30年頃までの360年以上に及ぶ長期間にわたり、改修を繰り返しながら使われてきたものです。

ウ このような城郭の水路は、全国的にも調査例がほとんどみられない貴重なものです。

(6) 申込方法 事前申込不要

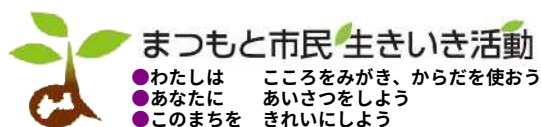
(7) 参加料 無料

3 周知方法

(1) 松本市公式ホームページへの掲載

(2) 報道機関への周知

担当	文化財課
課長	大竹 永明
電話	34-3292



「学都松本へ」

参考資料



絵図にみる調査地の位置



石組水路の発掘作業



調査地全景（東から）



石組水路（東から）

周知事項 4

正月三が日の松本城天守の公開結果について

1 趣旨

平成27年度から実施している、正月三が日の松本城天守の公開結果について報告するものです。

2 公開期間等

- (1) 公開期間 1月1日から3日までの3日間（4日からは通常公開）
- (2) 公開時間 10時から16時まで（最終入場は15時30分）
- (3) 観覧料 天守入場のみ有料（大人410円、小人200円）本丸庭園は無料開放

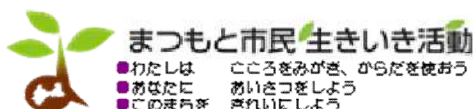
3 実施結果（入場者数）

年度	1月1日	1月2日	1月3日 (新春祝賀式)	合計
29年度	4,463	4,989	5,554	15,006
(内天守入場者数)	2,013	2,239	1,810	6,062
(天守入場比率)	45%	45%	33%	40%
28年度	5,275	4,532	6,747	16,554
(内天守入場者数)	2,152	2,571	2,132	6,855
(天守入場比率)	41%	57%	32%	41%
27年度	4,107	4,339	6,265	14,711
(内天守入場者数)	1,846	2,413	2,126	6,385
(天守入場比率)	45%	56%	34%	43%

4 検証結果

- (1) 正月三が日の有料と無料を合わせた入場者数は、対前年度比9.4%の減少となりました。4月から12月までの有料と無料を合わせた入場者数の対前年度比は、8%程度の減少となっています。これは、全国的なお城ブームが去ったことなどからの減少と思われ、正月三が日においても、その傾向が続いたものと推察されます。
- (2) 天守公開は3回目の実施となり、正月三が日の公開が広く周知されたことから、毎年入場者全体の4割の方が天守に入場され、また、ツアー等の団体入場も見受けられました。
- (3) 新春祝賀式を始め、無料開放とした本丸庭園内での各種催しに多くの市民や観光客が参加され、正月三が日公開に対する関心の高さがうかがえます。

担当	松本城管理事務所
所長	中嶋 岳大
電話	32-2902



周知事項 5

第17回信州梓川賞展の開催について

1 趣旨

梓川アカデミア館で開催する信州梓川賞展の開催概要について周知するものです。

2 開催目的

梓川流域の風土や風景、文化等から表出された絵画等の公募を行い、松本市の芸術文化の振興を図り、ふるさとへの愛着を深めるもの

3 応募規定

- (1) 出品資格等 一般の部（高校生以上）1人2点以内、小中学生の部 1人1点
- (2) 出品種別 日本画、油彩画、水彩画等、自作品で未発表のもの
- (3) 出品料 一般 2,000円/人（高校生は1,000円） 小中学生 無料

4 入賞・入選作品展覧会

- (1) 会期 平成30年2月21日（水）から3月21日（水・祝）まで25日間
- (2) 会場 松本市梓川アカデミア館 ギャラリー
【小学生の部：第2ギャラリーにて応募全作品を展示】
- (3) 開館時間 9時から17時まで
- (4) 入場料 無料
- (5) 主催 信州梓川賞展実行委員会（梓川地区町会連合会、松本市教育委員会他）
松本市梓川アカデミア館

5 審査員

征矢野 久（洋画家）

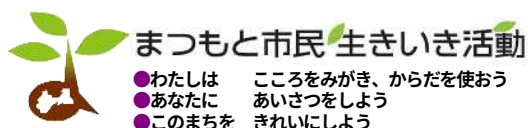
滝沢 具幸（日本画家、飯田市美術博物館館長）

小川 稔（松本市美術館館長）

6 表彰式

平成30年2月21日（水）

担 当	美術館
副館長	清澤 秀幸
電 話	39-7400



「学都松本へ」

教育委員会資料
30. 1. 25
博物館

周知事項 6

松本市市制施行110周年記念 松本市立博物館分館の企画展開催について

1 趣旨

松本市立博物館の3分館で企画展を開催することについて周知するものです。

2 開催内容

(1) 松本市立考古博物館 速報展「発掘された松本2017」

- ア 内容 平成29年度に市内で行われた埋蔵文化財の発掘調査で出土した遺構・遺物を展示紹介します。
- イ 会期 平成30年2月17日(土)から3月4日(日)まで
- ウ 会場 松本市時計博物館 3階企画展示室
- エ 観覧料 通常観覧料(大人300円、小人150円)
- オ 展示資料 殿村遺跡(第9次調査)、横田遺跡(第3次調査)、松本城三の丸跡土居尻(第9・10次調査)、松本城外堀跡南外堀(第3次調査)など市内6遺跡から出土した考古資料(土器・陶器・磁器・瓦・金属製品など) 約300点

(2) 歴史の里 パネル展「歴史の里2017」

- ア 内容 平成29年に歴史の里で実施した企画展や伝統技術の体験講座などの事業と、敷地内の歴史的建造物(旧松本区裁判所庁舎・工女宿宝来屋・旧松本少年刑務所独居舎房・旧昭和興業製糸場・木下尚江生家)の四季折々の景観を写真パネルで紹介します。
- イ 会期 平成30年2月10日(土)から4月1日(日)まで
- ウ 会場 歴史の里 展示休憩棟
- エ 観覧料 通常観覧料(大人400円、中学生以下無料)
- オ 展示資料 企画展、はた織り・みずず細工・草木染めなどの伝統技術の体験講座、建物講座の開催風景及び敷地内の景観写真 約50点

(3) 山と自然博物館 企画展「ボタニカルアートの世界」

- ア 内容 ボタニカルアーティストである山田恭子氏が描いた精緻で美しい植物細密画(ボタニカルアート)を展示紹介します。
- イ 会期 平成30年2月3日(土)から3月11日(日)まで
- ウ 会場 山と自然博物館 2階無料スペース
- エ 観覧料 無料(常設展示は通常観覧料)
- オ 展示資料 植物細密画 約15点
- カ 関連事業 体験講座「ボタニカルアート講座」
- (7) 日時 3月4日(日)13時から16時まで
- (イ) 会場 山と自然博物館 2階講座室

- (ウ) 講師 山田恭子氏
(エ) 定員 15名
(オ) 受講料 300円

3 周知方法

- (1) 広報まつもと(2月号)への掲載
- (2) 松本市公式ホームページへの掲載
- (3) 松本まると博物館ホームページへの掲載
- (4) 報道機関への周知

担当 博物館
事業担当課長 関沢 聡
電話 32-0133



学都松本へ
松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。
松本の今にふれ、未来を思う。
——まると松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」

周知事項 7

信州まつもとこどもキャンプの開催結果について

1 趣旨

福島第一原子力発電所の事故に伴い、一部避難指示区域解除後も避難を余儀なくされている飯舘村の小中学生の保養と市民との交流を目的に、「信州まつもとこどもキャンプ」を開催しましたので、その開催結果について周知するものです。

2 期間及び参加人数

期 間 ・ 事業内容	参加人数			
	小学生	中学生	村職員	合計
12月26日（火）～28日（木） 実施内容 ・ 松本大学での交流 松本大学の学生ボランティア、高綱 中学校の生徒と、アイスブレイクゲーム やアヒルホッケーゲームで交流 ・ ラーラ松本での遊泳	15	4	4	23

3 参加者の主な感想（原文から）

- (1) 中学校での歓迎会でのえんそうや、クイズが楽しくて、面白かったです。
- (2) 松本城に行って池には、カモとはくちょうとコイがいた。記念さつえいをしていい思い出になったと思った！
- (3) 松本大学や高綱中の方々とゲームをたくさんやったり、自己紹介をして、少しでも仲良くなれた気がします。
- (4) 交流会すごく楽しかった。アヒルホッケーで勝負したり、その他のゲームで遊んだりして、いい思い出ができた。
- (5) ラーラ松本で、波のプールや、スライダーが楽しかったです。
- (6) 交流とプールでの時間をもっと長くしてほしかった。

4 特記事項

- (1) 歓迎会では、高綱中学校生徒によるクイズや校歌の合唱、吹奏楽部による演奏がありました。
- (2) 松本大学生5名がボランティアとして参加し、子どもたちと交流をしました。また、高綱中学校からも9名の生徒が参加して交流を深めました。

担当 学校教育課
課長 麻田 仁郎
電話 33-9846

